

各関係団体長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

医療用物資の追加配布の実施について(依頼)

日頃より、本府保健医療行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

標記について、令和5年6月 30 日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課(マスク等物資対策班)より別添のとおり通知がありました。

新型コロナウイルス感染症の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)上の位置づけ変更後も、医療機関等においては必要な感染対策を講じていただいているなかで、医療用物資が必要とされているところであり、今般、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のため、医療用物資の追加配布(特別配布)を下記のとおり行うものです。

今般の追加配布については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)による改正後の感染症法第36条の3の医療措置協定による医療機関での個人防護具の備蓄分(※)に充てていただき、これを含めた医療機関等での今後の備蓄整備に活用していただくことも可能です。

つきましては、内容について御了知の上、貴会員への周知をお願いいたします。

【添付資料】

- ・【国事務連絡】「医療用物資の備蓄体制の強化について」に係る医療用物資の追加配布について
- ・(別添1)行政オンラインシステム簡易説明
- ・(別添2)参考_行政オンラインシステム調査画面【歯科・薬局・訪看向け】

【参考】

- ・新型コロナウイルス感染症について(お知らせ)

(<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>)

(※)「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」について(通知)(令和5年5月26日付け健感発0526第16号・医政地発0526第3号・医政産情企発0526第1号・健健発0526第1号)等で示されているとおり、医療措置協定締結医療機関(病院、診療所、薬局及び訪問看護事業所)では、協定において個人防護具(PPE)の備蓄について規定することができる(任意的記載事項)こととされ、都道府県が作成する予防計画において、医療措置協定を締結した医療機関(うち病院、診療所及び訪問看護事業所)の8割以上が使用量2ヵ月分以上の個人防護具の備蓄を実施することを目標に設定すること等としている。

記

1 追加配布の内容について

- N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋について希望に基づく配布を実施します。
- 配布については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために配布対象施設が必要な数量について希望することができるものとし、それに対して実施するものとします。希望数量が多数に上る場合は、国が配布数量を調整する場合があります。
- 各物資の銘柄・材質・サイズについては、指定できません。また、備蓄品の放出となるため、外装箱(段ボール箱)につぶれがある場合がありますが、国の検査により良品という扱いになったものが出荷されます。
- **配布物資は国から直接医療機関等に配送されます。各物資は必ず受領していただくものとし、キャンセルはできません。**
- 配布後においては、配布物資を今後の感染拡大の波への備えや備蓄整備にご活用いただくようお願いいたします。

2 追加配布の手続について

- 追加配布が必要な場合は、医療用物資の数の見込みを算出し、大阪府行政オンラインシステムにて、配布先の所在地や医療用物資の数などの情報を、**令和5年7月24日(月)**までに回答をお願いいたします。**追加配布が不要の場合回答は必要ありません。また、期限までに回答がないものについては、追加配布不要として取り扱わせていただきます。**

(URL: <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>)

大阪府行政オンラインシステムの操作方法等については添付のマニュアルもご確認ください。

- 医療用物資の希望数量算出については、今後の感染拡大への備えや備蓄整備のために必要な数量をご登録願います。
- 配布対象施設への医療用物資の配布については、今夏の感染拡大に向けたものではなく、配布数等を整理して令和5年9月を目途に順次配布を開始し、遅くとも同年12月中には配送完了予定ですが、希望数量が多数に上る場合、配布数量を調整する場合があるととも、配送予定時期の変更が生じる場合があります。

なお、配送日時について、事前の連絡はございませんのでご了承ください。(誠に申し訳ございませんが、事前連絡の対応はお受けいたしかねます。)

- 本追加配布に関しては、**令和5年7月25日(火)以降のキャンセル・数量変更等はお受けできません。**回答提出後は、配布対象施設においてこの点についてご同意いただいたものと取り扱わせていただきますので、貴会員への周知に当たりご留意いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

- 1 大阪府行政オンラインシステムの操作及び調査に関すること(以下項目の内容以外)
大阪府コールセンター
電話:06-7178-3567(土曜日・日曜日・祝日含む 8:00~21:00)
- 2 その他医療用物資に関すること
大阪府健康医療部 保健医療室
感染症対策企画課 防疫グループ
電話:06-4397-3238(平日 9:00~18:00)